

成年後見制度

知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産の管理ができず、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

<成年後見制度を利用してできること>

- 財産管理業務
所有する株式の売却手続きや不動産の売却・賃貸借契約等、国民年金や厚生年金の受給申請、遺族年金の請求、入院保険金や死亡保険金の請求など。
- 契約行為
入院手続きや医療費の支払い、介護サービス契約、介護サービスの支払い、また、要介護度の認定請求や、施設への入所契約、入居施設への管理費の支払いなど。
- 身の回りの諸手続き
身体障害者手帳の交付請求手続き、施設へ入居する際などの転出転入手続きなど。

<成年後見制度ではできないこと>

- 身元保証人になること。(代わりに、家族や親族などが行うことができます。)
- 手術等医療行為に同意すること。(家族などが行わなければなりません。)
- 本人の資産を運用して財産を増やすこと等。

<家庭裁判所に申立できる人> 本人、配偶者、四親等内の親族

<手続き問合せ先>

必要書類など詳細については、家庭裁判所でご確認ください。

名称	住所	電話番号
山形家庭裁判所鶴岡支部	鶴岡市馬場町5-23	0235-23-6677
鶴岡公証役場	鶴岡市新海町17-68 鶴岡市法務総合ビル2階	0235-22-9996

<市長申立てについて>

申立する人がいない場合などで、申し立てをしなければ生活ができないなど、特に必要があるときは、市長が申し立てすることができます。申立の範囲など詳細についてはお問合せください。

(例 申し立てをする4親等内親族がすべて亡くなってしまい、身寄りがいない場合など)

成年後見制度利用支援事業 **知 精**

市長が申し立てを行う場合など、申立て費用及び成年後見人等への報酬等の必要な経費について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人を支援します。

詳しくはお問合せください。

<問合せ先> 市役所福祉課（障害福祉係）、各地域庁舎地域づくり推進課